

青森県報

第四千三百十二号

平成二十九年
六月十六日
(金曜日)

目次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税 務 課) ……一

公 告

○パーソナルコンピュータ賃貸借契約(平成二十九年年度)に係る一般競争入札……………(情 報 システム 課) ……一

○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………(漁 港 漁 場 整 備 課) ……三

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(港 湾 空 港 課) ……三

○建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) ……四

○右 同……………(同) ……四

○右 同……………(三 八 地 域 民 局) ……四

○右 同……………(同) ……五

出 先 機 関

○土地改良区の管理規程の認可……………(三 八 地 域 民 局) ……五

告 示

青森県告示第四百七十五号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったの

で、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十九年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	東日本三愛石油株式会社	栗林 慶太	八戸市大字十八日町四一の二	平成二九・四・一
変更後		清水 幸一		

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約(平成二十九年年度)に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ 一式

二 賃貸借期間

平成二十九年十月一日から平成三十四年九月三十日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。)

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県企画政策部情報システム課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならぬ。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出期限

平成二十九年七月十四日 午後五時

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 ○一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 ○一七―七三四―九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十九年七月二十七日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟地下一階 会計管理課 入札室

平成二十九年七月二十八日 午後四時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額
落札価格をもって平成二十九年度の契約金額とする。ただし、平成三十年度から平成三十三年度までの各年度の契約金額は落札価格に二を乗じた額とし、平成三十四年度の契約金額は落札価格と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Personal Computer 1 set
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p. m. July 27, 2017

3 Contact point for the notice:

Information Systems Division
Department of Planning and Policies
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9160

特定漁港漁場整備事業計画の縦覧

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第十七条第一項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

小泊地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び中泊町水産商工観光課

三 縦覧期間

平成二十九年六月十六日から同年七月六日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、中泊町水産商工観光課にあっては、その執務時間内とする。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

除雪トラック(十トン級、六×六) 二台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県県土整備部港湾空港課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年五月十一日

五 落札者の名称及び住所

UDトラック株式会社青森カスタマーセンター

青森市大字石江字三好一一六
落札金額

五千九百六十一万六千円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、交換物品に要求する性能等が満たされしていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年三月三十一日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 小田桐住建
- 二 氏名 小田桐正行
- 三 主たる営業所の所在地 平川市尾崎稲元一七八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第七九〇三号
- 五 取消年月日 平成二十九年五月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年二月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 相馬電気商会
- 二 氏名 相馬憲保
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字福村字福富二六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第四三二〇号
- 五 取消年月日 平成二十九年五月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年五月二十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 中央塗装株式会社
- 二 代表者の氏名 寺沢輝子
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市新井田西一丁目二〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第三〇〇三四四号
- 五 取消年月日 平成二十九年五月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
 平成二十九年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社平葎建設
- 二 代表者の氏名 平葎雄市
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡新郷村大字戸来字川台六六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第一六八八号
- 五 取消年月日 平成二十九年五月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年五月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、三戸土地改良区の頭首工管理規程を平成二十九年五月三十日認可したので、同条

第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十九年六月十六日

三八地域県民局長 津 島 正 春

上川原頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月上旬から九月中旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

沢田頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月上旬から九月中旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものと

する。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

袴田頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に關する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月上旬から九月中旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に關する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に關する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

川代頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に關する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月上旬から九月上旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に關する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に關する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものと

する。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭